

| 障害の区分                   | 障害の級別                         |
|-------------------------|-------------------------------|
| 視覚障害                    | 1級から3級までの各級及び4級の1             |
| 聴覚障害                    | 2級及び3級                        |
| 平衡機能障害                  | 3級                            |
| 上肢不自由                   | 1級、2級の1及び2級の2                 |
| 下肢不自由                   | 1級から6級までの各級                   |
| 体幹不自由                   | 1級から3級までの各級及び5級               |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 |                               |
| 上肢機能                    | 1級及び2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。) |
| 移動機能                    | 1級から6級までの各級                   |
| 心臓機能障害                  | 1級及び3級                        |
| じん臓機能障害                 | 1級及び3級                        |
| 呼吸器機能障害                 | 1級及び3級                        |
| ぼうこう又は直腸の機能障害           | 1級及び3級                        |
| 小腸の機能障害                 | 1級及び3級                        |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害     | 1級から3級までの各級                   |
| 肝臓機能障害                  | 1級から3級までの各級                   |

| 障害の区分         | 重度障害の程度又は障害の程度                     |
|---------------|------------------------------------|
| 視覚障害          | 特別項症から第4項症までの各項症                   |
| 聴覚障害          | 特別項症から第4項症までの各項症                   |
| 平衡機能障害        | 特別項症から第4項症までの各項症                   |
| 上肢不自由         | 特別項症から第3項症までの各項症                   |
| 下肢不自由         | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |
| 体幹不自由         | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |
| 心臓機能障害        | 特別項症から第3項症までの各項症                   |
| じん臓機能障害       | 特別項症から第3項症までの各項症                   |
| 呼吸器機能障害       | 特別項症から第3項症までの各項症                   |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 特別項症から第3項症までの各項症                   |
| 小腸の機能障害       | 特別項症から第3項症までの各項症                   |
| 肝臓機能障害        | 特別項症から第3項症までの各項症                   |

厚生労働大臣が定める療育手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を有するもの

[精神保健及び精神障害者福祉に関する法律\(昭和25年法律第123号\)第32条](#)の規定による通院医療費の公費負担を受けている者のうち [国民年金法施行令\(昭和34年政令第184号\)別表](#)に定める1級の精神障害と同程度の状態にあるもの